

事 務 連 絡  
令 和 2 年 3 月 16 日

各都道府県消防防災主管課 }  
東京消防庁 } 御中

消防庁危険物保安室

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令に係る広報シールの送付について

平素より消防行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第67号）が令和元年12月20日に公布され、令和元年7月に発生した京都府京都市伏見区の爆発火災を受け、同様の事案の発生を抑止するため、ガソリンを販売するため容器に詰め替えるときは、顧客の本人確認、使用目的の確認及び販売記録の作成を行うこととされました。

これに伴い、本省令改正の内容について広報啓発を行うことを目的に掲示用ポスターを配布しましたが、今般さらなる広報啓発を行うため、ガソリン容器に貼付する広報シールを作成し、貴都道府県（東京消防庁を含む。）へ郵送いたしました（令和2年3月下旬に到着予定）。また、本シールは、消防本部ごとに、各管轄内の営業用給油取扱所分の枚数（1の施設に対して4シートずつ配布（余剰分を含む。））を梱包しております。

貴都道府県におかれましては、広報シールの到着後、貴管内の消防本部に配布していただきますようお願いいたします。また、貴都道府県内の消防本部を通じ、広報シールを各管轄の営業用給油取扱所に配布いただき、営業用給油取扱所において、ガソリンの容器への詰め替え販売を実施した顧客等に対して配布していただきますようお願いいたします。

なお、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を御周知いただきますようお願いいたします。

このことについては、別紙1のとおり、各関係事業者団体に対しても周知しております。

また、ガソリン容器製造事業者に対しては、別紙2のとおり、製造、在庫しているガソリン容器への広報シールの貼付について、御協力を依頼しております。

（問い合わせ先）

消防庁危険物保安室

担当：羽田野、木下

TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534

事 務 連 絡  
令 和 2 年 3 月 16 日

石 油 連 盟  
全国石油商業組合連合会  
全国農業協同組合連合会

} 御中

消防庁危険物保安室

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令に係る広報シールの送付について

平素より消防行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 67 号）が令和元年 12 月 20 日に公布され、令和元年 7 月に発生した京都府京都市伏見区の爆発火災を受け、同様の事案の発生を抑止するため、ガソリンを販売するため容器に詰め替えるときは、顧客の本人確認、使用目的の確認及び販売記録の作成を行うこととされました。

これに伴い、本省令改正の内容について広報啓発を行うことを目的に掲示用ポスターを配布しましたが、今般さらなる広報啓発を行うため、ガソリン容器に貼付する広報シールを作成しました。

本シールについては、各都道府県及び各消防本部を通じて配布いたしますので、給油取扱所事業者につきましては、ガソリンの容器への詰替え販売を実施した顧客等に対して配布を行い、本省令改正に係る取組みの広報啓発に御活用ください。配布時期につきましては、令和 2 年 3 月下旬以降に順次行う予定であります。

なお、貴団体におかれましては、加盟各社に対して、この旨を御周知いただきますようお願いいたします。

このことについては、別紙 1 のとおり、各都道府県等に対しても周知しておりますことを申し添えます。

また、ガソリン容器製造事業者に対しては、別紙 2 のとおり、製造、在庫しているガソリン容器への広報シールの貼付について、御協力を依頼しております。

（問い合わせ先）

消防庁危険物保安室

担当：羽田野、木下

TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534

事 務 連 絡  
令 和 2 年 3 月 16 日

ガソリン容器製造事業者各社 御中

消防庁危険物保安室

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令に係る広報シールの送付について

平素より消防行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第67号）が令和元年12月20日に公布され、令和元年7月に発生した京都府京都市伏見区の爆発火災を受け、同様の事案の発生を抑止するため、ガソリンを販売するため容器に詰め替えるときは、顧客の本人確認、使用目的の確認及び販売記録の作成を行うこととされました。

これに伴い、本省令改正の内容について広報啓発を行うため、ガソリン容器に貼付する広報シールを作成し、郵送いたしました（令和2年3月下旬に到着予定。）。

貴社におかれましては、製造、在庫されておりますガソリン容器に、広報シールを貼付していただき、本省令改正に係る取組みの広報啓発に御協力していただきますようお願いいたします。

また、給油取扱所事業者に対しては、別紙のとおり、給油取扱所における広報シールの配布等について、御協力を依頼しております。

（問い合わせ先）

消防庁危険物保安室

担当：羽田野、木下

TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534

事 務 連 絡  
令 和 2 年 3 月 16 日

関係事業者団体（別記） 御中

消防庁危険物保安室

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令に係る  
広報シールの貼付等に関する協力について（依頼）

平素より消防行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

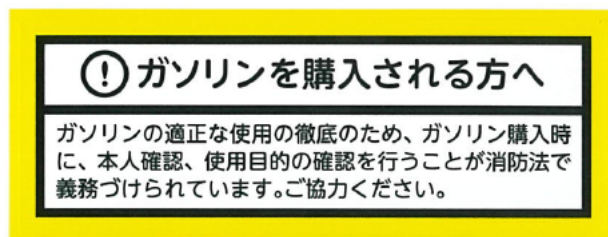
危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第67号）が令和元年12月20日に公布され、令和元年7月に発生した京都府京都市伏見区の爆発火災を受け、同様の事案の発生を抑止するため、ガソリンを販売するため容器に詰め替えるときは、顧客の本人確認、使用目的の確認及び販売記録の作成を行うこととされました。

これに伴い、本省令改正の内容について広報啓発を行うため、ガソリン容器に貼付する広報シール（下記参照）を作成し、ガソリン容器製造事業者に対して、広報シールを配布するとともに、当該事業者に広報シールのガソリン容器への貼付について御協力を別紙のとおり依頼しました。

つきましては、貴協会会員各位にこの趣旨をご理解の上、周知していただき、当該事業者が販売前のガソリン容器への広報シールを貼付する措置がされるようご協力していただけますようお願い申し上げます。

記

〈ガソリン容器に貼付する広報シールの見本〉



（問い合わせ先）

消防庁危険物保安室

担当：羽田野、木下

TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534

別記

一般社団法人 日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会

一般社団法人 自動車用品小売業協会